

協会だより

(一社)秋田市建設業協会

目 次

1. 定例会議

○運営委員会

○理事会

2. 部会・青年会等の活動

○建築部会（秋田市建築関連団体連絡協議会役員会）

○青年会意見交換会

1. 定例会議

○運営委員会

3月17日（火）

委員長他6名が出席し運営委員会を開催しました。

《議題》

第1号議案 令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

事務局は令和元年度の経常収益・経常費用の当初予算額と決算見込額及び、経常収益から施設整備等引当資産として500万円を繰り出した場合の今年度の状況について概要説明を行いました。

次に全体の事業計画及び収支予算について、前年度と大きく相違する点（その他会計の講習・研修・講演会事業、管理費、給料手当、総会費の創立記念品）を中心に説明を行いました。

議長は説明に対する意見・質問を求めたが、発言者は無く委員会として承認し、次回の理事会に同案を議案として提出することとしました。

第2号議案 会員権継承願について

豊興産 株式会社	旧代表者	代表取締役	石黒 望
	新代表者	代表取締役	石黒 慎

事務局は上記会員からの会員権継承願の申請について報告を行いました。

その後、会員権継承審査基準に基づき審査を行った結果、同申請は何れも同審査基準を満たすものと判断しこれを承認し、次回の理事会に議案として提出することとしました。

第3号議案 会員権継承後の「代表取締役 会長」の協会への関与について

事務局は定款の正会員規定等に関連する各条項を説明し、その中で一社から正会員として1名が協会に関与できる事、また会員権継承申請の理事会未承認と会員・会社の意志と方針への尊重について、慎重な対応が必要であることを述べました。

その後協議に入り、会員権継承申請前の事前協議による留任、及び会社の経営方針や自由意志の尊重等について意見が交わされた他、会員権継承手続きの事前事後における三役会の慎重な対応が大切との意見もあり、今後十分な協議時間をかけて検討することが必要と議長は総括しました。

議案の会員権継承後の「代表取締役 会長」の協会への関与は、正会員では無いため「不可」とし理事会に諮問することとしました。

p s. 運営委員会終了後、第2号議案の申請について会員権継承願の申請を行った豊興産株式会社は、今般の申請について再度社内協議をしたうえで、正会員として留任するか判断するため一時保留することとしました。

第4号議案 (一社) 秋田市建設業協会会員権継承審査基準について

事務局は同議案に対する経緯説明を行い、同審査基準の新旧対比表を基に改正点について説明を行いました。委員からは会員の突然の死去や6か月の期限、企業の合併と買収、代表権の捉え方などについて意見がありました。

協議の結果、新基準(案)の内、1.(2)の「6か月」の期限を削除した新基準を運営委員会として承認し、次回の理事会に議案として提出することとしました。

秋田市建設業協会会員権継承審査基準の検討(案)

旧 基 準	新 基 準 (案)
<p>この基準は、一般社団法人秋田市建設業協会定款第48条に基づき、定款第12条に定める会員資格の継承について資格審査の具体的事項を定めるものとする。</p> <p>1. 会員権継承に際しての条件は、協会の定款・規約等を遵守し会員相互間の融和を保ち、かつ、定められた義務を遂行できると認められる者で以下の審査基準とする。</p> <p>(1) 親族と認められる者</p> <p>(2) (1)以外の者が継承する場合は、継承しようとする会社の経営に実質的に携わっていたもので代表権を有し、また、同会社の役員構成が明らかに継承であると認められるもの。</p> <p>(3) 現会員権所有者の「会員権継承承諾書」を添付すること。</p> <p>(4) 継承願に推薦人二名をつけること。(推薦人は正会員二名とし、うち一名は役員とする。ただし、正副会長・会計理事および運営正副委員長を除く。また、身内は推薦人になることができない。)</p> <p>2. 準会員の継承についてもこれを準用する。</p> <p>附則</p> <p>1. この審査基準は、平成13年10月22日より施行する。</p> <p>2. 一部改正 平成22年9月27日</p> <p>3. 一般社団法人への移行に伴う一部改正 平成25年4月1日</p>	<p>この基準は、一般社団法人秋田市建設業協会定款第48条に基づき、定款第12条に定める会員資格の継承について資格審査の具体的事項を定めるものとする。</p> <p>1. 会員権継承に際しての条件は、協会の定款・規約等を遵守し会員相互間の融和を保ち、かつ、定められた義務を遂行できると認められる者で以下の審査基準とする。</p> <p>(1) 親族と認められる者</p> <p>(2) (1)以外の者が継承する場合は、継承しようとする会社の経営に<u>6か月以上実質的に携わっていたもので、且つ、代表権を有し、若しくは、同会社の役員構成が明らかに継承であると認められるもの。</u></p> <p>(3) 現会員権所有者の「会員権継承承諾書」を添付すること。</p> <p>(4) 継承願に推薦人二名をつけること。(推薦人は正会員二名とし、うち一名は役員とする。ただし、正副会長・会計理事および運営正副委員長を除く。また、身内は推薦人になることができない。)</p> <p>2. 準会員の継承についてもこれを準用する。</p> <p>附則</p> <p>1. この審査基準は、平成13年10月22日より施行する。</p> <p>2. 一部改正 平成22年9月27日</p> <p>3. 一般社団法人への移行に伴う一部改正 平成25年4月1日</p>

○理事会

3月30日（月）

理事12名、監事2名、会長特命参与が出席し理事会を開催しました。

恒例により林会長の議長就任後、定款に基づき議事録署名人に、渡辺監事及び伊藤監事を指名しました。

次第により以下のとおり会議が行われました。

《報告事項等》

- ① 土木部会役員会（2/26）
- ② 企画委員会（2/27）
- ③ 入札制度に関する秋田市の要望回答（3/9）
- ④ 運営委員会（3/17）
- ⑤ 事務職員補充について

事務局は①、②、④について議案審議時に報告することとし、③の要望書に対する秋田市回答について報告しました。また、⑤の事務局長9月退任に伴う4月からの補充職員（現在秋田市建築指導課の大門主席）については議長が報告し、質問・意見を求めたが発言者はなく理事会はこれを了承しました。

《議事》

第1号議案 令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

- ・令和元年度収支決算見込み（本部）
- ・令和2年度事業計画（全体）
- ・収支予算書総括表（全体）
- ・収支予算書（全体）
- ・収支予算（正味財産増減計算書 全体）
- ・収支予算（正味財産増減計算書内訳表 全体）

事務局は運営委員会の報告後、各資料における今年度との相違点を中心に説明を行い、議長は意見、質問を求めたが発言者は無く同議案を理事会は承認しました。

第2号議案 令和2年度通常総会の議案名（順番）と来賓者について

総会 第1号議案 令和元年度事業報告及び
公益目的支出計画実施報告書の件

第2号議案 令和元年度財務諸表承認の件

報告事項 令和2年度事業計画及び収支予算報告の件

第3号議案 役員改選について

事務局は総会資料に記載する議案項目及び総会来賓者リストの説明を行い、議長は意見・質問を求めたが発言者はなく理事会はこれを承認しました。

その後、林議長は5月19日に予定する協会の通常総会と懇親会について、現在の新型コロナウイルス感染症自粛要請を考慮し、懇親会のみ実施しないことを提案したところ、理事会としてこれを了承しました。

第3号議案 （一社）秋田市建設業協会会員権継承審査基準について

事務局は運営委員会の協議内容について報告後、新旧基準の説明を行いました。議長

は意見・質問を求めたところ、旧基準の柔軟さを継承し条件の関わりを明確にした新基準（案）は妥当との意見があり協議した結果、理事会としてこれを承認しました。

《改正後の審査基準》

一般社団法人秋田市建設業協会会員権継承審査基準

この基準は、一般社団法人秋田市建設業協会定款第 48 条に基づき、定款第 12 条に定める会員資格の継承について資格審査の具体的事項を定めるものとする。

1. 会員権継承に際しての条件は、協会の定款・規約等を遵守し会員相互間の融和を保ち、かつ、定められた義務を遂行できると認められる者で以下の審査基準とする。
 - (1) 親族と認められる者
 - (2) (1) 以外の者が継承する場合は、継承しようとする会社の経営に実質的に携わっていたもので、且つ、代表権を有し、若しくは、同会社の役員構成が明らかに継承であると認められるもの。
 - (3) 現会員権所有者の「会員権継承承諾書」を添付すること。
 - (4) 継承願に推薦人二名をつけること。(推薦人は正会員二名とし、うち一名は役員とする。ただし、正副会長・会計理事および運営正副委員長を除く。また、身内は推薦人になることができない。)
2. 準会員の継承についてもこれを準用する。

附則

1. この審査基準は、平成 13 年 10 月 22 日より施行する。
2. 一部改正 平成 22 年 9 月 27 日
3. 一般社団法人への移行に伴う一部改正 平成 25 年 4 月 1 日
4. 一部改正 令和 2 年 3 月 30 日

第 4 号議案 会員権継承後の理事・監事の協会関与について

事務局は運営委員会の報告後、同議案に係る協会の定款(協会運営は正会員であること、役員任期に関する規定、第 27 条(役員任期))について説明しました。

議長は関与について意見・質問を求めたところ、理事から会員権の継承申請は理事会が継承について承認するかの判断で、協会運営への関与の是非が確定され、また、会員権継承を理事会が否認した場合は、長期政権による問題や、個人(会社の経営方針)の自由意志を否定することに繋がる恐れもあり、簡単には結論は出せないとする意見もありました。

議長は今後慎重な協議を重ねたうえで具体的にすることとしました。

尚、今後の会員権継承申請に於いては協会運営を考慮し、事前に三役会に報告後、必要によって運営委員会に諮ることとしました。

第 5 号議案 令和 2 年度ゴルフ大会について(協会、土木、建築部会)

事務局は企画委員会で来年度の事業としたゴルフ大会の仮予約の報告をしました。協議の結果、会場は秋田椿台 CC、開催日は 10/9(金)に決め、総会承認後、

会員に案内を行うことにしました。

《協会の関係行事の日程等について》

- ① 建築部会講演会 ルポールみずほ 4/9 (木)
- ② 協会通常総会 秋田キャッスルホテル 5/19 (火)
- ③ 青年会定時総会 ビューホテル 5/26 (火)
- ④ 建築部会定時総会 秋田ビューホテル 5/28 (木)
- ⑤ 土木部会定時総会 メトロポリタン秋田 6/3 (水)

《その他》

- ① 役員会・監査 ⇒ 青年会4/13・土木部会4/14・建築部会4/15
- ② 協会監査 ⇒ 4/23 (木) 午前11時
- ③ 運営委員会 ⇒ 4/30 (木) 午前11時予定

事務局は上記「協会の関係行事の日程等について」及び「その他」について報告しました。

次回理事会開催日を5月8日(金)三役会10時・理事会11時に開催する事を決め、午後12時5分閉会しました。

2. 行事報告

○建築部会（秋田市建築関連団体連絡協議会役員会） 3月6日（金）

秋田市建設業協会の建築部会、秋田管工事業協同組合及び秋田県電業協会の会員で構成する秋田市建築関連団体連絡協議会（林会長）の役員会が開催されました。

議題は3月4日開催予定であった「令和2年度定時総会」が、新型コロナウイルス感染症に対する国・県からの自粛要請により中止になったことから、今後の対応について協議を行いました。

協議の結果、今後の感染症問題の終息時期が不明なため、役員の満場一致により改めて定時総会を行わないことを決め、総会に諮問する予定の議案第1号、第2号、及び第3号のうち、総会中止による予算変更に関する部分も含め役員会の承認後、総会資料を各会員に配布をすることで、令和2年度定時総会の成立に変えることとしました。

○青年会意見交換会 3月19日（木）

会長他12名が参加し、今後の青年会の在り方や新会員の入会などについて協議を行いました。ここ数年入会者が少なく一方で年齢制限による退会者により減員となっているため、今後の体制も含め意見交換を行いました。

意見交換後は久しく懇親が出来なかったこともあり、会場を近くに変え将来の展望などについて意見を交わし有意義な時間を持ちました。